

個人型確定拠出年金の事業主証明書の証明に関する注意点、よくある質問

注意点

- ・ 書類の添付漏れが多いため、提出前に再度必要書類の確認をするようお願いします。(提出書類の確認については、必要書類の中の「個人型確定拠出年金加入希望者一覧表兼チェックリスト」も御活用ください。)
- ・ 異動や退職、任用替え等により、**加入する共済組合などに変更が生じた場合は、登録事業所の変更や、被保険者区分の変更手続きが必要**です。加入者自身が金融機関に必要な手続きを確認してください。

参考：手続きが必要となる主な事例（必要手続きについては取扱い金融機関に確認してください）

事由	
市町村教育委員会へ転出する	・ 加入する共済組合が変わるため、イデコの登録事業所も変更が必要
埼玉大学附属の学校へ転出する	
教育局から知事部局へ転出する	
退職後、一日も空かずに他県で公立学校教職員として本採用される（他支部の公立学校共済組合員となる）	・ 引き続き公立学校共済組合の組合員ですが、イデコの登録事業所が採用先が変わるため手続きが必要
さいたま市立の学校へ転出する（小・中・特別支援・高校）	・ 引き続き公立学校共済組合埼玉支部の組合員ですが、市立幼稚園・学校の教職員はイデコの登録事業所が異なるため手続きが必要
市立幼稚園、市立高校へ転出する	
市町村教育委員会から転入する	・ 加入する共済組合が変わるため、イデコの登録事業所も変更が必要
埼玉大学附属の学校から転入する	
知事部局から教育局へ転入する	
さいたま市立の学校から転入する（小・中・特別支援・高校）	・ 引き続き公立学校共済組合埼玉支部の組合員ですが、市立幼稚園・学校の教職員はイデコの登録事業所が異なるため手続きが必要
市立幼稚園、市立高校から転入する	
退職や任用替え等で公立学校共済組合の一般組合員ではなくなる 例：短期組合員（臨時的任用職員、短時間再任用等）になる等	・ 加入する年金制度が変わり、イデコの加入区分も変更になるため、イデコの登録事業所や被保険者種別変更の手続きが必要

よくある質問 (Q & A)

Q 1 : 事業主控えに所属所コードや職員番号を押印するよう指示があるが、事業主控えがない場合はどうするのか? また、余白がなく、どこに押印してよいかわからない場合は?

A 1 : 金融機関によって複写の枚数や事業主控えの有無が異なります。 **事業主控えがない場合は事業主証明書をコピーしたものを事業主控えとして扱ってください。**

また、余白がなく、押印が難しい場合は裏面に押印しても構いません。

Q 2 : 誤って所属で事業主証明をしてしまった。

A 2 : 事業主証明欄に誤って記入、押印した場合は福利課で訂正しますので、誤った箇所に二重線を引いてください。ただし、記載の状況によっては、金融機関で受け付けてもらえない場合もあります。その場合は再度様式を用意し、福利課に提出してください。

Q 3 : 福利課が掲載している事業主証明の例と職員が用意している様式が若干異なっている。

A 3 : 金融機関により、様式に多少の違いはあっても、記載項目については基本的に共通です。ただし、お手元の様式に「**第2号加入者に係る事業主の証明書 (共済組合員用)**」という記載があるか御確認ください。「事業所登録申請書兼第2号加入者に係る事業主の証明書」の様式で証明依頼をいただくことが増えておりますが、こちらは一般の厚生年金に加入している方用の様式です。金融機関から共済組合員用の様式を取り寄せるよう伝えてください。

Q 4 : 証明までにどれくらい時間がかかるか?

A 4 : 福利課に届いてから、早くても証明までに1週間から10日程度かかります。また、不備等がある場合はさらに時間を要しますので、時間に余裕をもって証明の依頼をしてください。(提出書類の確認については、「個人型確定拠出年金加入希望者一覧表兼チェックリスト」を御活用ください。)

Q 5 : 返信用封筒に記載する返信先はどこにすればよいか?

A 5 : 所属宛でも自宅宛でもどちらでも構いません。

Q 6 : 65歳まで加入できるようになったと聞くが、再任用職員の事業主証明はどこで行うのか?

A 6 : 公立学校共済組合の一般組合員であるフルタイム再任用職員については、本採用職員と同様、福利課で証明します。短期組合員である短時間再任用職員については、県立学校の場合は各所属、市町村立学校の場合は教職員課県費事務担当で証明します。厚生年金非加入の短時間勤務の教職員は、事業主証明は不要です。

Q 7 : 臨時的任用職員は iDeCo に加入できないのか？

A 7 : 臨時的任用職員も加入は可能です。ただし、令和 4 年 1 0 月 1 日以降短期組合員となる者については、福利課では事業主証明を行えません。詳細は、令和 4 年 9 月 2 9 日付け教福第 3 4 6 号「個人型確定拠出年金（iDeCo）に係る事業主証明課所の変更について（通知）」を御参照ください。

Q 8 : 福利課で事業主証明を受けてから 3 か月以上経過してしまった。どうすればよいか？

A 8 : 事業主証明は証明日より **3 か月以内が有効**のため、期限を過ぎることのないよう御注意ください。過ぎてしまった場合、まずは取扱い金融機関に相談してください。金融機関によっては、証明日の訂正が必要となる場合もあります。その際は、期限を超過したため証明日を訂正してほしい旨を付箋等に記載し、証明を受けた様式を福利課まで送っていただければ、証明日の訂正が可能です。返信用の封筒も忘れずに同封してください。